入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年９月９日

（契約責任者）

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　石川　慎一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京外環自動車道　田尻工事

⑶　工事場所　自）千葉県市川市稲荷木１丁目

至）千葉県市川市田尻２丁目

⑷　工事内容　本工事は、延長990m（83m発注済区間を含む）の外環本線部掘割構造物及び京葉ＪＣＴランプ部を施工する土木工事である。

⑸　工事概算数量　延長　990m、幅員　標準部　23.5ｍ（２車線×２）、土工量　約860千㎥、土留工　約170千㎡、函体工　本線部907m、ＪＣＴ部2,045m、トンネル工　ＪＣＴ部441m

⑹　工期　契約締結の翌日から1,890日間

⑺　使用する資機材　コンクリート　約217,000㎥　鉄筋　約31,000ｔ

⑻　その他

①　本工事は、入札前に施工業者の優れた技術力・施工計画立案能力を活用し、工事目的物の品質の確保を図り、且つ、適正な工事費を算出することを目的として、競争参加者から第一次技術提案書の提出を求め、当社が定める基準により技術評価を行い、当社が定める評価基準値を満足する者を入札参加予定者として決定し、第二次技術提案書（詳細設計を含む）・工事費内訳書等の提出を求め技術交渉等を行い、入札参加者と価格審査を実施後、総合評価落札方式で落札者を決定する設計付入札前技術提案交渉方式の試行工事である。

②　本工事は、すべての入札者から入札保証として入札ボンドの提出を求める工事である。なお、入札ボンド制度については当社ホームページを参照すること。

③　本工事は、すべての入札者から単価表の提出を求める工事である。なお、入札時に単価表の提出のない者は、その入札書を無効とする。

④　本工事は、電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、関東支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年本社細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　土木工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成21・22年度一般競争参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東日本高速道路株式会社の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,500点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,500点以上であること。）。または、経営事項評価点数が1,500点以上である２者または３者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。または、この条件を満たす２者または３者で構成された共同企業体。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成及び引渡しが完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・単体の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが11m以上、内空断面が225㎡以上の工事並びに非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面が90㎡以上の工事

・共同企業体代表者の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが11m以上、内空断面が225㎡以上の工事

・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削にて施工した半地下構造の工事

・共同企業体にて参加する場合は、構成される企業体のいずれかが非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面が90㎡以上の工事の実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札説明書及び設計図書によるものとする。

①　専任の主任技術者または監理技術者が、建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のいずれかの者が、平成11年度以降に完成及び引渡しが完了した次の経験を有する者であること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・単体の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが5.5m以上、内空断面が110㎡以上の工事並びに非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面が45㎡以上の工事

・共同企業体代表者の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが5.5ｍ以上、内空断面が110㎡以上の工事

・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削にて施工した半地下構造の工事

・共同企業体にて参加する場合は、構成される企業体のいずれかが非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面が45㎡以上の工事の実績を有すること。

③　専任の主任技術者または監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」という。）の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札説明書及び設計図書によるものとする。

①　専任の設計管理技術者は、平成11年度以降に完成及び引渡しが完了した次の経験を有する者であること。なお、各設計または工事の経験を同一の業務または工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。

経験１．開削にて施工した半地下構造の設計または工事。

経験２．非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）の設計または工事。

②　上記経験１での専任の設計管理技術者は、技術士［総合技術監理部門（建設―土質及び基礎）］、技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［総合技術監理部門（建設―道路）］、技術士［総合技術監理部門（建設―施工計画及び積算）］、技術士［建設部門（土質及び基礎）］、技術士［建設部門（鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門（施工計画及び積算）］、ＲＣＣＭ（土質及び基礎）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（道路）、ＲＣＣＭ（施工計画及び積算）の資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能であること。（日本語通訳が確保できれば可。）